

議案第 57 号

大牟田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について  
大牟田市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年 9 月 1 日提出

大牟田市長 関 好 孝

大牟田市都市公園条例の一部を改正する条例  
大牟田市都市公園条例（昭和 33 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（条例で定める仮設の施設）

第 10 条の 3 令第 12 条第 2 項第 10 号の条例で定める仮設の施設は、大牟田市役所仮設庁舎とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

都市公園の占用の許可を与えることができる条例で定める仮設の施設を定めるに当たり、条例の一部改正を行うもので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。